

令和6年度第2回 一関市行財政改革推進審議会

日 時：令和6年10月8日（火）

午前10時から11時30分まで

場 所：一関市役所本庁舎3階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

- (1) 指定管理者制度導入に係る委員会方針の決定について **【資料A】**
- (2) 指定管理者制度導入施設における新たな評価シートについて **【資料B】**
- (3) 第1回行財政改革推進審議会が出された意見等への回答について **【資料C】**

4 その他

市のDX推進の取組について **【資料D】**

5 閉 会

市側出席者

役 職	氏 名
総務部長	菅 原 哲 紀
財政課長	西 山 朋 志
財政課長補佐兼財政企画係長	千 葉 健 一
財政課主任主事	菅 野 貴 文
財政課主任主事	千 葉 諒 太
財政課主事	千 葉 真理奈
政策企画課主幹兼DX推進係長	佐 藤 幸 一
政策企画課主任主事	菅 原 正 晴

〇一関市行財政改革推進審議会条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市の行財政改革の推進を図るため、一関市行財政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年度指定管理者制度運営委員会方針

令和7年度に新たに指定管理者制度を導入しようとする施設及び令和6年度をもって指定管理者制度の指定期間が終了する施設について、指定管理者制度運営委員会において指定管理の新規導入及び更新について審査し、各施設の今後の方針を決定しました。

No	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	指定期間		指定管理の状況			所管部
				期間	年数	導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	
1	一関市地域資源活用総合交流促進施設	新規	大東産地直売協同組合	R7.4.1～R10.3.31	※1 3年	-	-	-	農林部
2	一関農村女性の家	更新	一関生活研究グループ連絡協議会	R7.4.1～R8.3.31	※2 1年	H31.4.1	同団体	R4.4.1～R7.3.31	農林部
3	川崎農村研修センター	更新	農事組合法人門崎ファーム	R7.4.1～R8.3.31	1年	H26.4.1	同団体	R4.4.1～R7.3.31	農林部
4	一関市蔵美市民センター山谷分館	更新	蔵し美しの里協議会	R7.4.1～R8.3.31	1年	R4.4.1	同団体	R4.4.1～R7.3.31	まちづくり推進部
5	一関市蔵美市民センター達古袋分館	更新		R7.4.1～R8.3.31	1年				
6	一関市萩荘市民センター市野々分館	更新	萩荘地区まちづくり協議会	R7.4.1～R8.3.31	1年	H29.4.1	同団体	R4.4.1～R7.3.31	まちづくり推進部
7	一関市弥栄市民センター	更新	弥栄地区まちづくり協議会	R7.4.1～R12.3.31	※3 5年	R2.4.1	同団体	R2.4.1～R7.3.31	まちづくり推進部
8	一関市弥栄市民センター平沢分館	更新		R7.4.1～R12.3.31	5年				
9	一関市油島市民センター	更新	油島なのはな協議会	R7.4.1～R12.3.31	5年	R2.4.1	同団体	R2.4.1～R7.3.31	まちづくり推進部
10	一関市金沢市民センター	更新	金沢ふるさと協議会	R7.4.1～R12.3.31	5年	R2.4.1	同団体	R2.4.1～R7.3.31	まちづくり推進部
11	一関市松川市民センター	更新	いわて松川やくにたつ会	R7.4.1～R12.3.31	5年	R2.4.1	同団体	R2.4.1～R7.3.31	まちづくり推進部
12	黄海コミュニティグラウンド	更新	黄海地区住民自治協議会	R7.4.1～R12.3.31	5年	R4.4.1	同団体	R4.4.1～R7.3.31	まちづくり推進部

※1 新規の施設については、指定管理候補者が初めて施設を管理すること、また、施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、指定期間を3年間としている。

※2 一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針において、保有縮減（廃止・譲渡）に分類している施設については、指定期間を令和7年度までの1年間としている。

※3 ※2以外の施設で更新の施設。指定管理者制度導入方針において、指定期間を5年以上としている。

新たな評価シートについて

評価シートは指定管理者の指定期間の更新の際に、現指定期間の実績を評価するためのものであり、指定管理施設所管課で作成している。なお、本シートは更新に係る検討会議（指定管理者制度運営委員会など）の資料として活用している。

1 見直しの検討に至った経過

令和2年3月議会（沼倉憲二議員一般質問）の市長答弁により、第三者評価（外部評価）を検討することとし、第4次行政改革大綱・集中改革プランの改革実施項目として「指定管理者制度導入施設の評価」を盛り込んだ。

2 これまでの取組

外部評価の検討のため、令和4年度に指定管理者・利用者・有識者・市でワークショップを実施したところ、外部へ委託すべきといった意見はなく、現在の評価方法の見直しが必要という意見があった。このことを踏まえ、(株)邑計画事務所に評価基準の見直し等を業務委託し、新たな評価シートを作成した。

また、令和5年度には15施設において新たな評価シートの試行を実施した。試行後にアンケートを実施し、出された意見をもとに修正を行った。

3 現在の評価シートからの変更点

- ・「制度導入によって目指す施設の姿」を追加（2指定管理者の概要等）
- ・指定管理者の自己評価を追加（4（2）管理運営に対する評価）
- ・数字で表すことができない定性的な項目を追加（ " " ）

4 方針

- (1) 現在の評価シートは、指定管理者制度の指定期間更新の際に作成しているが、新たな評価シートは毎年度作成する。
- (2) 評価結果は、概要を運営委員会を経て第三者（行革審議会等）に報告する。
- (3) 評価の流れ

	3月	4月～翌年3月	5月	6月以降
運営委員会 審議会等				更新施設協議 評価結果報告
財政課	目標設定等 依頼		とりまとめ	
施設所管課	目指すべき姿 を示す		市評価	
指定管理者	目標設定	施設運営	自己評価	

指定管理者制度導入施設 管理運営に対する評価の基準

市と指定管理者が対等の立場で評価し、課題を共有しつつ、指定管理者の努力を評価できるような以下の評価基準とする。

【数値目標に対する評価の基準】

- A A：達成率 130%以上
- A：達成率 80%以上、130%未満
- B：達成率 50%以上、80%未満
- C：達成率 50%未満

【管理運営に対する評価の基準】

- A A：協定書・仕様書・業務計画書を上回り、優れた実績をあげている
- A：協定書・仕様書・業務計画書等どおりに業務を行っている
- B：協定書・仕様書・業務計画書等をやや満たさない業務を行っている
- C：協定書・仕様書・業務計画書等を満たさない業務を行っている

【年度評価に対する評価の基準】

- A A：数値目標に対する評価と管理運営に対する評価の評価項目全てがA以上、かつ、数値目標に対する評価のA Aが1つ以上、管理運営に対する評価のA Aが3つ以上である
- A：数値目標に対する評価と管理運営に対する評価の評価項目のA以上が8割以上、かつ、C評価がない
- B：数値目標に対する評価と管理運営に対する評価の評価項目のA以上が5割以上8割未満、かつ、C評価がない
- C：数値目標に対する評価と管理運営に対する評価の評価項目のA以上が5割未満である

設置目的・役割	項目	チェック方法 (例)	A評価の基準	A A評価の基準
施設運営・体制	③設置目的に沿って事業計画どおり事業を行っているか。	事業計画書、事業報告書	計画どおり事業を行っている。 または、一部に計画どおりではないものがあるが、代替手段で対応している。	※他の指定管理者が参考となる取組を現点とする 加点数なし
	④仕様書等に沿って職員や有資格者を適正に配置しているか。	仕様書、事業計画書、事業報告書	適正に配置している。 または、一部に計画どおりではないものがあるが、代替手段で対応している。	効果的に管理運営を行うための工夫がみられる。
	⑤職員や有資格者の研修を適切に行っているか。	研修に関する記録、聞き取り	施設の目的や課題に合致し、専門的知識や技能を向上する研修を行っている。	実際に管理運営や事業等に効果が発揮されている。
	⑥一部の利用者に対して不当に利用の制限や優遇をすることはしないか。	事業計画書、利用受付簿、報告書（月報）	適切に対応している。	加点数なし
	⑦緊急時対策や防災対策は適切に行っているか。	緊急時対策や防災対策のマニュアル、報告書（月報）	マニュアルがあり、定期的に訓練等を実施している。	利用者も参加するなど、広く訓練等が実施されている。
	⑧建物、設備、備品等は適切に管理しているか。	協定書、仕様書、現地確認	適切に管理している。	加点数なし
施設管理	⑨清掃、衛生管理、警備等は適切に行っているか。	協定書、仕様書、現地確認	適切に管理している。	施設の管理が行き届いている。
	⑩協定に基づく秘密の保持、個人情報保護、管理は適切に行っているか。	報告書（月報）、現地確認	適切に書類やデータを管理、廃棄している。	加点数なし
情報発信	⑪利用者の増加や満足度の向上のため効果的な情報発信を行っているか。	利用案内のパンフレット、広報やチラシ、ホームページやSNS等のサンプルチェック	効果的な情報発信を行っている。	情報発信の頻度や方法に工夫がみられる。
	⑫講座や事業の内容は参加者にとって魅力的なものとなっているか。	事業計画書、事業報告書、利用者満足度（アンケート等）	利用者の増や満足度を向上するための取組を行っている。 例：世代間交流、地域資源の掘り起こし、地域との交流	実際に利用者の増や満足度の向上につながっている。
サービスの向上	⑬職員の対応などサービスの向上に取り組んでいるか。	事業計画書、事業報告書、利用者満足度（アンケート等）	利用者の満足度を把握し、向上するための取組を行っている。	実際に利用者の満足度を把握し、その内容が運営や事業に反映されている。
	⑭収支計画に沿って効率的な管理運営を行っているか。	事業計画書、事業報告書	計画どおり管理運営を行っており、マイナスになっていない。	加点数なし

※ 複数施設を管理している指定管理者は、施設管理の項目は施設ごと、その他の項目は共通としても可

令和6年度 指定管理者制度導入施設管理運営評価調査（記載例）

現在の評価シート

1 施設概要		指定管理者制度導入年月日		平成(令和)●●年●●月●●日		
施設名称	●●センター	指定管理者制導入年月日	支所	●●支所●●課		
所管課	本庁●●部●●課	支所	●●支所	●●課		
2 指定管理者概要						
指定管理者名称	●●地区まちづくり協議会					
代表者職氏名	会長 ●●●●	●●地区	●●地区	●●地区		
所在地	一関市 ●●町 ●●字 ●●番地	年予算	●●円	従業員数 ●●人		
設立年月日	H30.4.1	●●	●●	●●		
団体概要	当該団体は、地域住民が協力して、行政や各種団体と連携を図りながら、地域課題の解決に努め、もって明るく豊かで住みよいくつくりを推進することを目的に設立された団体で、●●地区の地域協働体である。					
現行指定期間(年月日)	H30.4.1 ~ R5.3.31	公募・非公募	<input type="checkbox"/> a.公募	<input checked="" type="checkbox"/> b.非公募		
他に指定管理者として管理する市有施設						
3 指定管理者が行う業務等						
業務内容	指定管理業務	自主事業				
	(1)条例第4条第1号に規定する●●センターの維持管理に関する業務 (2)条例第4条第2号に規定する●●センターの利用の許可及び取消しに関する業務 (3)規則第2条に規定する所掌事務	なし				
利用料金制度	<input checked="" type="checkbox"/> a.採用 <input type="checkbox"/> b.非採用	12月29日から翌年1月3日まで				
開館時間	午前8時30分から午後10時まで	休館日				
人員体制等	当初計画 R2 R3 R4 R5 R6	2.00	2.00	2.00		
常勤(人)	1.00	1.00	1.00	3.00		
非常勤(人)	3.00	0.00	0.00	3.00		
計(人)						
4 施設利用状況(量)を示す指標						
指標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
利用者(人)	目標	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	実績	9,726	9,685	10,235	10,112	
目標						
実績						
目標						
実績						
利用者へのサービス向上の取組	令和3年度に利用者へのアンケートを実施し、要望のあったペーパークラフトを設置した。					

5 指定管理業務における収支状況 ※指定管理者の収入及び支出を入力する (単位:千円)									
指 定 管 理 業 務 収 入 A	当初計画	R2	R3	R4	R5	R6計画			
	利用料金収入	103	103	98	100	98	100	98	100
指 定 管 理 業 務 支 出 B	事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の収入	60	60	56	60	56	60	56	60
業 務 計	指定管理料	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	人件費	15,163	15,163	15,154	15,160	15,154	15,160	15,154	15,160
業 務 計	施設管理費	8,862	8,862	8,895	8,900	8,895	8,900	8,895	8,900
	事業費	4,689	4,689	4,723	4,730	4,723	4,730	4,723	4,730
業 務 計	一般管理費	862	862	845	850	845	850	845	850
	計	536	536	511	520	511	520	511	520
指定管理業務収支(A-B)	14,949	14,949	14,974	15,000	14,974	15,000	14,974	15,000	15,000
自主事業収入C	214	214	180	160	180	160	180	160	160
自主事業支出D	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自主事業収支(C-D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コスト削減の取組 簡易な修繕、メンテナンスは可能な限り職員が行う。									
6 項目別評価									
項目	確認事項	事業計画、求める水準	実績	評価	平均点				
① 施設運営	(1)条例に基づく施設運営	条例の規定に基づく施設運営	条例の規定に基づき適切に運営している	2	2.00				
	(2)施設の目的に沿ったサービス提供	施設の設置目的に沿った事業の実施	施設の設置目的に沿った事業を多く実施している	2	評価				
	(3)職員体制	職員の配置数、有資格者の配置	事業計画どおりの職員、有資格者を配置している	2	B				
	(4)利用者の安全確保、緊急時の対応	災害時、緊急時マニュアルの整備	整備済みである	2					
	(5)利用者の意見の把握と反映	利用者アンケートの実施	アンケートを実施し、運営に反映している	2					
	(6)関係団体等との連絡調整等	関係団体との協力連携に努め、必要な支援を行う	実施事業を通じ、良好な協力体制を構築している	2					
② 事業運営	(7)利用実績	利用者数 10,000人	利用者数 10,112人(R3)概ね計画どおり	2					
	(8)個人情報保護	協定に基づく秘密の保持、個人情報保護の保護、管理	適切な体制で対応がなされている	2					
	(1)事業の実施実績	事業計画どおりの事業の実施	事業計画に掲げた事業は全て実施した	2	平均点				
(2)サービス向上への努力	参加者の満足度の向上	参加者のニーズに合わせたサービス提供に努めた	2	2.00					
(3)自主事業はサービス向上に役立ったか	実施していない	-	-	-	評価				

令和6年度 指定管理者制度導入施設管理運営評価調査（記載例）

6 項目別評価(つづき)		8 今後の方向性等	
項目	確認事項	事業計画、求める水準	実績
③ 施設管理	(1)建物設備等の保守管理	協定書、仕様書に定める保守管理業務の実施	すべての業務を適切に実施
	(2)備品の管理	協定書、仕様書に基づく適切な管理	協定書、仕様書に基づき適切に管理している
	(3)清掃・警備・除雪・衛生管理	協定書、仕様書に基づく業務の実施	すべての業務を適切に実施
	(4)指定管理者が行う修繕	協定書、仕様書に基づく適切な実施	協定書、仕様書に基づく実施区分により適切に実施
④ 収入支出	(5)業務の外部委託	協定書、仕様書に定める外部委託の適切な実施	求められる水準で適切に外部委託を実施
	(6)管理の記録	管理に関する記録の整理・保管	保存期間を定め、適切に記録を保管している
④ 収入支出	(1)管理費用の経理及び管理	収支計画どおりの収支、経費の節減	経費節減に努め、収支はプラスになっている
	(2)利用料金	条例に定める範囲内の利用料金	条例に定める金額と同額の利用料金である
	(3)利用料金の収入実績	計画どおりの収入額	計画額に対し、概ね同額
【評価】 3点:仕様を上回る実績・成果 2点:仕様どおりの実績・成果 1点:改善済み又は改善される見込み 0点:仕様を下回り改善必要		合計	38
【評価】 A:仕様書水準を上回る優れた実績をあげ、極めて良好(平均点が2.5点以上3点以下) B:仕様書水準を達成し、良好(平均点が2点以上2.5点未満) C:一部改善を要する項目が見られたが、概ね適正(平均点が1.5点以上2点未満) D:仕様書水準を大きく下回り、改善が必要(平均点が1.5点未満)		平均	2.00
7 総合評価			
指定管理者の自己評価	市民の多様な文化活動を支援し、心豊かな生活の実現に向け各事業の企画実施、施設運営等に努めてきた。その中でも地域づくりの根幹は次世代を担う子供の育成という認識から「子ども文化祭」を継続して実施。自分の日頃の活動を発表し、多くの人に評価される貴重な体験であり、子どもたちの豊かな感性を育み人間性溢れる人格形成の一助になると確信している。		
市による評価	評価	評価内容・課題への対応・改善状況等	
	B	施設の目的や仕様書等に基づき、適切な管理や運営がなされている。利用者アンケートなども実施、利用者のニーズの把握に努め、把握した声を反映するなど、施設サービス向上への取組も見られる。	
8 今後の方向性等		<input checked="" type="checkbox"/> ①指定管理者制度の継続 <input type="checkbox"/> ②直営化 <input type="checkbox"/> ③用途廃止(普通財産として貸付) <input type="checkbox"/> ④用途廃止(譲渡) <input type="checkbox"/> ⑤用途廃止(解体) <input type="checkbox"/> ⑥その他	
上記とした理由(具体的(一))		引き続き地域住民が同施設を自ら管理し、地域づくり活動を企画、運営していくことにより、地域が主体となって住民、各種団体等との協働体制が充実されるとともに、地域課題の把握、解決に向けた取組や人材育成などが中長期的に取組めるなど、持続的な地域協働の取組が確保されるものと期待されることから、今後も指定管理者制度を継続することが適切と思料する。	
次期指定期間に係る指定管理者制度の運用方針について		【▼以下、「①指定管理者制度の継続」とした場合のみ記入】	
指定管理者応募形態	非公募	想定する指定管理者	想定指定管理者名 ●●地区まちづくり協議会
理由	非公募とした場合の選定理由	「公募によらず指定管理者を指定する場合」の該当要件(ア～キ): ア 【上記要件に該当する考え方の説明】 当該団体は、地域住民が協力して、行政や各種団体と連携を図りながら、地域課題の解決に努め、もって明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的に設立された団体である。当該施設について指定管理者制度を導入した〇年度からは指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。 平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募による指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理者に選定した。	
指定期間	5 年間	見直し方針の「保有縮減」施設に	<input type="checkbox"/> a.該当 <input checked="" type="checkbox"/> b.非該当
上記とした理由	長期の指定期間を設定することにより指定管理者の安定的な管理が期待できると、当該施設の管理運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。		

第1回行財政改革推進審議会で出された意見等への回答について

第1回行財政改革推進審議会において、地域協働体が抱える課題について本審議会でも共有し意見をいただいた方がよいのではないかと意見をいただいた。

担当であるまちづくり推進部に確認したところ、総務省で実施した「令和5年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する実態把握調査」において、市内地域協働体が抱える課題についての設問があったことから、その回答結果についてまとめたもの。

Q. 貴団体が継続的に活動していく上で課題（問題）と考えていることは

No.	課題	割合（％）	(参考) 全国調査 結果（％）
1	団体の役員・スタッフの高齢化	90.9	59.7
2	活動の担い手となる人材の不足	87.9	78.4
3	リーダーとなる人材の不足	72.7	55.5
4	地域住民の当事者意識の不足	69.7	43.0
5	次のリーダーとなる人材の不足	60.6	59.6
6	地域住民の活動への理解不足（地域のために活動している組織として認知されていない）	54.5	31.3
7	事務局運営を担う人材の不足	33.3	47.5
8	会計や税務、労務などのノウハウの不足	27.3	19.8
9	活動資金の不足	21.2	42.9
10	自治会・町内会との関係、役割分担	21.2	23.7
11	デジタル技術の活用が困難	15.2	25.2
12	活動拠点となる施設（数、面積）の不足	12.1	12.2
13	活動に必要な物品の不足	6.1	9.8
14	地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6.1	12.8
15	事業を実施する上でのプロセスや手法（事業計画／マーケティングほか）がわからない	3.0	9.5
16	活動に適した保険がない	3.0	3.8
17	その他（施設の老朽化）	3.0	2.9
18	特になし	0.0	6.3

※回答団体数 33

一関市公共施設等総合管理計画に基づく 取り組み状況について

一関市総務部財政課

1

1 一関市公共施設等総合管理計画

公共施設の現状・課題から長期的な視点をもって今後の公共施設等の適正管理に向けた基本的な考え方や取組の方向性をまとめたもの。

(平成27年4月1月現在)

現状	施設数 825施設 棟数 2,569棟 延床面積 712,398㎡	一関市の公共施設保有量は、他自治体と比較して、 ・総延床面積が近隣主要都市で最大。 ・市民1人当たりの延床面積は5.51㎡で、 全国平均(3.65㎡/人)を上回る。
課題	(1) 厳しさを増す財政状況への対応(更新費用 年平均不足額 約87.9億円) (2) 人口減少・少子高齢化社会への対応 (3) 施設の老朽化への対応(築31年以上の施設が全体の39.9%)	

■ 計画期間 平成29年度から令和28年度までの30年間

■ 数値目標 **行政財産の建物系施設の延床面積を 概ね3割縮減**

※ 縮減必要面積(試算結果) 30年間で215,511㎡(30.3%の減)

※ 年平均1%程度、約7,184㎡の縮減が必要

2

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

将来にわたり、市民サービスを安全かつ持続的に提供していくためには、公共施設等の総量の見直しや適正配置、長寿命化など、将来に向けた検討が必要です。

本市では、次に掲げる5つの方針に基づき取組を進めています。

	方針	内容
①	安全性の確保	定期的点検・診断等の実施、耐震化の推進、安全確保のための対策の実施、供用廃止施設の除却など
②	機能と数量の最適化	必要な機能の集約、必要数量の見直し、建替えの際の面積抑制など
③	維持保全の最適化	予防保全の考え方を取り入れた施設の長寿命化等に関する計画の作成、施設情報の蓄積（固定資産台帳及び公共施設カルテの整備など）、計画的なメンテナンスの実施など
④	持続性確保	財政見通しとの整合、財源の確保、公民連携など
⑤	まちづくりの視点	施設情報等の公開、地域の実情と将来のまちづくりを見据えた検討、広域連携（施設の共同利用等）など

3

2 施設保有の見直し方針による取組

▶ 公共施設等総合管理計画第1期中期計画（平成30年6月策定）

- ・平成30年度から令和8年度までの9年間で、
- ・行政財産の建物系施設の延床面積を1割縮減する目標

先導的な取組による施設保有の見直し方針（令和3年9月決定）

見直し区分を「転用」「規模縮小」「廃止」「譲渡」とした施設について、次のことに取り組んでいる。

年度	取組内容
R 4	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設の譲渡や廃止を進めるにあたり課題などを把握するため、施設の利用者や地域の方々と意見交換会を開催 ➢ 把握した課題や意見の取りまとめ
R 5	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 把握した主な課題に対する対応方針の検討 ➢ 課題に対する対応案をもとに意見交換会を開催 ➢ 新たな課題・意見の把握、対応方針の検討
R 6 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 引き続き施設の利用者や地域の方々と意見交換会を開催 ➢ 財政課で施設の譲渡や廃止に係る進捗状況を取りまとめ、全体で共有を行う ➢ 施設により課題が違うことから、施設個別に対応方針を検討していくことも必要

4

3 施設保有の見直し方針による進捗状況

区分	見直し方針 施設数	取組が完了した施設
廃止	25	2 (西口地区体育館、千厩奥玉共同作業所)
譲渡	39	
転用	3	2 (室根子育て支援センター、大東老人福祉センター)
規模縮小	6	
計	73	4

令和5年度末現在

5

施設ごとの見直し計画、進捗状況の管理などについては、公共施設等総合管理計画第1期中期計画（平成30年6月策定）に基づく、先導的な取組による施設保有の見直し方針により、見直し区分ごとに次のように取り組んでいる。

保有維持 …… 施設の長寿命化改修や転用などを検討すると区分した施設

「壊れたら直す」という対処療法的な修繕を行うよりも、壊れる前に計画的に修繕を行う「予防保全」を基本としている。

予防保全対象施設ごとに、長寿命化に関する個別施設計画を策定し、保全費用の縮減に取り組んでいる。

個別施設計画には、国が示す「対象施設、計画期間、優先順位の考え方、施設の状態、施設の状態を踏まえた修繕・更新などの対策の内容及び時期、対策費用」の6項目などを記載している。

今後の事業費の見通しを立て、効率的な予算執行を図るため、施設所管課において、向こう10年度分の計画を作成し、毎年度更新していくこととしている。（財政課で取りまとめ、市ホームページで公表予定）

保有縮減 …… 施設の譲渡や廃止などを検討すると区分した施設

施設保有の見直し管理シートにより進捗状況を見える化している

各施設所管課が作成した管理シートを財政課で取りまとめ、進捗状況を管理している。

管理シートには、「対象施設、取組目標と期限、年度ごとの取組目標、目標達成のための工程予定と実績、課題と解決策」などを記載している。

6

個別施設計画

個別施設計画 事業計画表 令和5年度～14年度

(単位：千円)

計画年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	合計
合計（病院会計を含む）	1,064,379	993,532	900,293	933,885	903,172	854,201	899,755	871,573	878,875	904,763	9,204,428
合計（病院会計を含まない）	1,035,379	965,476	861,673	825,885	843,302	832,601	872,155	833,383	837,875	824,963	8,732,692
市民文化系施設	344,784	292,880	75,678	185,332	115,531	169,400	185,102	40,000	33,564	16,000	1,458,271
社会教育系施設	19,910	145,912	244,197	68,317	194,904	54,124	49,320	62,870	9,396	52,987	901,937
スポーツ・レクリエーション系施設	124,549	111,295	228,232	94,534	132,094	184,834	192,243	154,451	294,371	410,965	1,888,134
産業系施設	48,000	23,540	1,762	25,580	61,670	8,616	5,590	24,025	44,490	24,765	268,018
学校教育系施設	60,709	52,660	60,860	56,799	63,462	84,461	65,863	122,874	76,504	49,010	703,242
学校施設（小学校・中学校）	141,826	281,479	86,548	44,450	60,348	67,524	112,279	109,643	115,865	84,026	1,103,988
子育て支援施設	7,469	12,000	13,676	3,500	6,809	3,514	3,167	0	1,028	1,519	52,682
保健・福祉施設	19,437	0	26,400	9,880	25,578	15,843	117,553	105,641	44,672	4,813	369,817
医療施設	29,800	7,090	0	2,700	0	7,080	2,149	0	32,898	4,400	86,117
行政系施設	238,899	28,650	124,300	285,073	106,444	167,205	115,389	110,879	93,087	109,709	1,379,635
公園施設	0	10,000	0	46,000	39,000	60,000	63,500	103,000	92,000	63,000	476,500
道路・河川施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸・通信施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他施設	0	0	0	3,740	35,842	0	0	0	0	3,769	44,351
医療施設（病院会計）	29,800	28,056	38,620	108,000	59,870	21,600	27,600	38,190	41,000	79,800	471,736

※学校施設（小学校・中学校）における計画については、一関市学校施設長寿命化計画（一関市教育委員会 令和3年3月策定）を参照

※主に、100万円以上の修繕・改修、更新等に要する経費を集計したものです。

※この表の計画額は、令和4年度に作成した各施設の個別施設計画を単年度の事業総額に合わせて令和5年度に調整した事業費であり、予算額とは一致しません。

※各事業の実施時期は、施設利用者の安全の確保や維持管理の緊急性などから判断し、変更する場合があります。

7

施設保有見直し管理シート

施設保有見直し管理シート

対象施設名	大分類		取組区分		第1回作成日(令和4年度当初)			
	本庁担当課	担当名称	連絡先(内線)	連絡先(外線)	第2回作成日(令和4年度2回目)	第3回作成日(令和5年度当初)		
支所担当部	支所担当課	担当者名	意見交換の相手方		第4回作成日(令和5年度)	第5回作成日(令和6年度当初)		
【備考】 取組方針					第6回作成日(令和6年度)	第7回作成日(令和7年度当初)		
取組の考え方					第8回作成日(令和7年度)			
具体的取組内容	年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	取組目標							
	行進表【予定】		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
	行進表【実績】							
奨励 及び 普及 取組								

8

一関市のDX推進計画の取組状況

令和6年度第2回一関市行財政改革推進審議会
令和6年10月8日（火）

市長公室政策企画課

一関市DX推進計画

計画期間：令和5年度～令和7年度



【DX推進により目指す姿】

3年前に比べて、

便利になったね、快適になったねと
感じることができる生活の実現

デジタルで

クラシとシゴトのイイネをつくる

いちのせき

【DX推進の基本姿勢】

行政の経営資源である

- **ヒト**（何を職員がやるか）
- **カネ**（何におカネをかけるか）
- **時間**（何に時間を使うか）

を最適化し、それによって生み出される
余剰を他のサービスに回す

6. 実現に向けた工程表

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画	一関市総合計画 後期基本計画			
	DX推進計画策定作業	一関市DX推進計画		
DXを進める取組	職員意識調査、業務量調査			
	職員研修(第1段階)	職員向け研修(第2段階)	職員向け研修(第3段階)	職員向け研修(第4段階)
	オンライン申請を拡充(一部)	可能な限り、オンライン申請手順を増やす		
	非接触型レジの導入	非接触型レジへのキャッシュレス決済の導入	全ての公金支払にキャッシュレス決済を導入する	
	書かない窓口の試行	書かない窓口の本格導入、複数の手順を一括で手続可能に		
	さまざまな媒体での情報発信	AIを使ったチャットボット導入		
	自動電話発信サービスの試行	自動電話発信サービスの本格導入、電話案内を自動化に		
		デジタルを使える人を増やすための講座や研修会を実施		
国の動向	マイナンバーカードの取得促進	マイナンバーカードを使った手続の増加		
		住民記録や税、福祉等国が主導するシステム※1への移行準備	システム移行	

※1 標準準拠システム。データ要件・連携要件に関する標準化基準を設定し、各自治体のシステムを適合させることにより、情報連携などを迅速かつ円滑に行うことを目的としている。

《具体的なDXの取組を紹介》

令和3年度導入 汎用オンライン申請システム

- サービス開始時 3手続
- 現在 36手続 ※マイナポータルを除く

Graffer スマート申請

マイナンバーカード読取りアプリにより、専用リーダー不要で電子署名から決済までワンストップで行えます。基本4情報はマイナンバーカードから自動読取するため、入力はありません。



- オンラインで行政手続が可能
- マイナンバーカードの電子署名から決済までをワンストップで実施
- ➡ 市役所に出向くことなく、いつでも、どこでも、行政手続が可能

《具体的なDXの取組を紹介》

令和4年度導入 窓口書類作成支援システム

- 48様式（うち、おくやみ関係32様式）



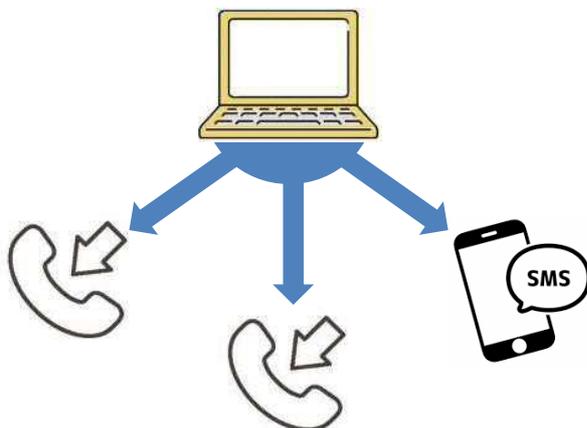
- 申請書類への記入が困難な方の書類作成を支援
- おくやみに関する手続では複数の用紙に氏名などを何度も記入するが、それをシステムで作成

➔ 書類作成の手間を減らし、住民の利便性を向上

《具体的なDXの取組を紹介》

令和4年度実証実験し、正式導入 自動音声による一斉電話

- 水道料金や税金の口振忘れ
- 函書の返却忘れ など対象に実施



- 支払い確認ができていない方へ自動音声で一斉に架電
 - 電話に出なかった場合、SMSを送信
 - これまで職員が架電していた業務をシステムが肩代わり
- ➔ 職員の架電時間に加えて、住民からの折返し電話対応を削減
- ➔ 職員が架電していた時間を本来業務に転換

《具体的なDXの取組を紹介》

令和5年度策定
生成AIに関する利用ガイドライン

一関市生成AIに関する利用ガイドライン(実証手順)

令和6年3月11日
一関市情報セキュリティ推進課

1. 本ガイドラインの目的

インターネット上の情報や、指定するWebページ及びテキスト情報を分析し、文章や画像などを自動で生成するAI(以下「生成AI」という。)は、業務効率化への活用が期待される一方で、入力する情報の種類や、生成AIが生成した文章や画像などの生成物(以下「生成物」という。)をどのように利用するかにより、法令等の違反、他者の権利を侵害する可能性がある。

そのため、一関市情報セキュリティ推進課(以下「本課」という。)が、生成AIを利用する際の留意事項を定めるものとする。

【解説】
本ガイドライン(実証手順)は、生成AIの利用にあたり留意すべき事項を解説するもの。

2. 本ガイドラインの対象

(1) 対象となる生成AIの種類

本ガイドラインの対象となる生成AIは、

- インターネット環境上で利用するもの、
- LGWAN上で利用できるLGWAN-ASPサービスとする。

また、生成物には、文章、画像、音声など生成AIが作り出した全てのものをいう。

【解説】

- インターネット環境上で利用する生成AIとは、
- ① 自署の業務用端末で「セキュアクラウド(インターネット機能)」に接続している。
- ② 政策企画課が管理するインターネット環境用端末でWebブラウザに接続し、利用すること。
- ③ LGWAN上で利用できるLGWAN-ASPサービスとは、LGWAN回線を利用し、サービス提供することを認められたLGWAN-ASPサービス事業者が提供する生成AIサービスを利用すること。
- ④ マイクンバー利用事務課長のネットワーク環境での生成AIの利用は一切禁止する。
- ⑤ それぞれのネットワーク環境については、【別表1】を参照のこと。

② 総務企画課長(情報セキュリティ推進課)は、申請があった内容(導入範囲とする生成AIの種類、利用するネットワーク環境、取扱情報を保存するサーバ等の種類等)について調査を行うとともに、【別表3】のリスクアセスメント分析表から影響度と発生の可能性を加算したリスク値から受容レベルを判断し、受容可能レベル1〜3に該当する場合は利用を認めず、

【別表3】リスクアセスメント分析表

発生頻度	発生可能性	低	中	高
高	高	3	2	3
中	高	3	2	3
低	高	3	2	3
高	中	3	2	3
中	中	3	2	3
低	中	3	2	3
高	低	3	2	3
中	低	3	2	3
低	低	3	2	3

● 生成AIの業務利用の基準を策定

● 生成AIの利用に係るリスクを数値で判定

➡ 生成AIを活用し、事務を効率化

(会議資料、挨拶原稿等の作成)

《具体的なDXの取組を紹介》

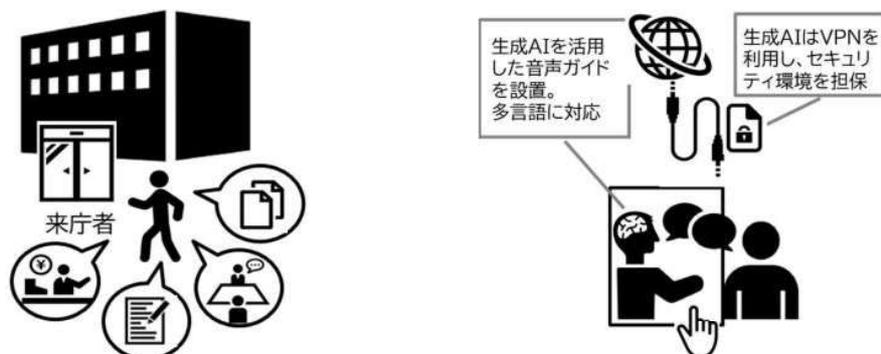
令和5年度導入
生成AIを活用したチャットボット



- 市ホームページの掲載内容を生成AIが要約して回答
- 従来のチャットボットのようなFAQの作成が不要
- 生成AIが連続した質問に回答
- 生成AIが対応する言語による回答が可能
- ➡ 住民はいつでも、どこにいても情報を取得できる
- ➡ 職員の電話対応時間の削減

《具体的なDXの取組を紹介》

令和6年度導入予定 生成AIを活用した音声ガイド



- 総合窓口で生成AIを活用した音声ガイドを設置予定
- 住民からの、音声での問合せに回答できるよう構築予定
- ➡ 簡単な問合せ(手続きの窓口案内など)は音声ガイドが対応
- ➡ 窓口案内情報を共有し、来庁者のスムーズな対応につなげる
- ➡ 来庁者の滞在時間の短縮につなげる
- ➡ 職員が本来業務に専念し、よりよい行政サービスを提供

《具体的なDXの取組を紹介》

令和5年度から実施 出前型スマホ教室



- デジタルデバйд対策として、自宅等へ出向いて行うスマホ教室を実施
- 地元、一関高専の学生が起業したNext IWATEに事業委託
- 一関工業高等専門学校、一関商工会議所、一関信用金庫と市が締結した

「地方創世の推進に係る包括連携協定」の取組のひとつ
➡ 参加者が多く、気後れして質問できなかった方や、会場までの交通手段がなく参加できなかった方などから、好評である

全国自治体 フロントヤード改革度 ランキング2024

時事通信社によるランキング

全国 第5位
東北 第1位

市町村ランキング (1～10位)



東京都町田市

77点



長崎県長崎市

70点



神奈川県海老名市

69点

順位	都道府県名	各自治体	総合得点/100	住民との接点の多様化		申請処理に係るデータの利活用		
				自宅や近場、 庁舎での手続き	オンライン申請	データ把握状況	データの 分析・活用	庁舎空間の在り方 について
1	東京都	町田市	77	36	5.75	18.25	12	5
2	長崎県	長崎市	70	38.5	5.75	11.75	9	5
3	神奈川県	海老名市	69	29	5.75	17.25	12	5
4	福岡県	粕屋町	66.75	29	5.75	15	12	5
5	岩手県	一関市	66.5	32	5.75	14.75	11.5	2.5
6	愛知県	知立市	66	32	3.75	14.75	10.5	5
7	新潟県	柏崎市	65.5	31	5	13.5	11	5
8	静岡県	浜松市	64.5	26	6	15.5	12	5
9	鹿児島県	鹿児島市	64.25	36.5	5.75	10.5	9	2.5
10	熊本県	熊本市	63.25	27	5.75	13.5	12	5